2025年８月６日

各　位

会　社　名　株式会社ソフト９９コーポレーション
代表者名　代表取締役社長　田中　　秀明
（コード：４４６４　東証スタンダード）
問合せ先　常　務　取　締　役　小　西　　紀　行
電話番号　０６－６９４２－８７６１

会　社　名　堯アセットマネジメント株式会社
代表者名　代　表　取　締　役　田　中　　秀　明

堯アセットマネジメント株式会社による株式会社ソフト９９コーポレーション（証券コード：4464）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

堯アセットマネジメント株式会社は、本日、株式会社ソフト９９コーポレーションの普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以　上

本資料は、堯アセットマネジメント株式会社（公開買付者）が、株式会社ソフト９９コーポレーション（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30 条第１項第４号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）
2025年８月６日付「株式会社ソフト９９コーポレーション（証券コード：4464）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025年８月６日

各　位

会社名　　堯アセットマネジメント株式会社
代表者名　代表取締役　田中　秀明

株式会社ソフト９９コーポレーション（証券コード：4464）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

堯アセットマネジメント株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している株式会社ソフト９９コーポレーション（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23 年法律第25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の取得等を目的として 2025 年７月９日に設立された株式会社です。本日現在、対象者の代表取締役社長である田中秀明氏が公開買付者の代表取締役を務めており（注１）、公開買付者の発行済株式の全てを所有しております。なお、公開買付者は、本日現在、対象者株式を所有しておりませんが、田中秀明氏は対象者株式 661,976 株（所有割合（注２）：3.07%）を、田中秀明氏の出資する資産管理会社であり、同氏が筆頭株主であるサントレード株式会社（以下「サントレード」といいます。）は対象者株式 3,246,528 株（所有割合：15.03%）を、同じく田中秀明氏の出資する資産管理会社であり、同氏が筆頭株主である株式会社エイチエーエス（以下「エイチエーエス」といいます。）は対象者株式835,000株（所有割合：3.87%）を所有しております。

（注１）公開買付者の設立時の代表取締役は柿木良江氏であったところ、2025 年８月５日付で同氏は代表取締役の地位を辞任し、田中秀明氏が公開買付者の代表取締役に就任しております。

（注２）「所有割合」とは、対象者が 2025 年８月６日に公表した「2026 年３月期第１四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第１四半期決算短信」といいます。）に記載された 2025 年６月 30 日現在の発行済株式総数22,274,688株から、対象者第１四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（679,505 株）（なお、当該自己株式数には、対象者の「従業員持株会支援信託 ESOP」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が所有する対象者株式 115,100 株を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数（21,595,183 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

今般、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下に定義します。）を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的として、いわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）（注３）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（注３）「マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

また、対象者の代表取締役社長である田中秀明氏は本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。なお、本日現在、公開買付者と対象者の取締役との間には、本公開買付け後の役員就任や処遇についての合意はなく、本公開買付け成立後の対象者の役員構成を含む経営体制については、本公開買付け成立後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

本公開買付けの実施に当たり、公開買付者は、2025 年８月６日付で、対象者の代表取締役社長かつ第７位株主である田中秀明氏（所有株式数：661,976 株、所有割合：3.07%）、同氏の出資する資産管理会社であり、対象者の主要株主かつ筆頭株主であるサントレード（所有株式数：3,246,528 株、所有割合：15.03%）、同氏の出資する資産管理会社であり、対象者の第４位株主であるエイチエーエス（所有株式数：835,000 株、所有割合：3.87%）、対象者の第３位株主であるMIKIKO SUZUKI 氏（所有株式数：1,492,656株、所有割合：6.91%）及び対象者の第９位株主である田中佐世子氏（所有株式数：594,192 株、所有割合：2.75%）（以下、田中秀明氏、サントレード、エイチエーエス、MIKIKO SUZUKI 氏及び田中佐世子氏を総称して「本不応募合意株主」といいます。）との間で公開買付不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結し、（ⅰ）それぞれが所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：6,830,352 株、所有割合の合計：31.63%。以下「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、（ⅱ）本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会（注４）において本公開買付けの成立後に実施することが予定されている、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）に関連する各議案に賛成する旨、並びに（ⅲ）本スクイーズアウト手続として会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 180 条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施する場合、公開買付者の要請に従い、本不応募合意株主は対象者株式について消費貸借契約を締結して本貸株取引（注５）を行う旨を書面により合意しております。これにより、本公開買付けが成立し、本臨時株主総会において本株式併合の議案が承認可決された場合、本株式併合の効力発生の直前時における対象者の株主は、公開買付者、田中秀明氏及びサントレード並びに本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（ただし、本不応募合意株主を除きます。）となる予定です。

（注４）「本臨時株主総会」とは、本公開買付けの決済完了後速やかに、公開買付者が対象者に開催を要請する予定である、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会をいいます。

（注５）「本貸株取引」とは、公開買付者の要請に従い、サントレードが所有する対象者株式の全部又は一部及びエイチエーエスが所有する対象者株式の全部を田中秀明氏に集約し、また、MIKIKO SUZUKI 氏及び田中佐世子氏が所有する対象者株式の全部をサントレードに集約し、サントレード及び田中秀明氏の所有割合が本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（ただし、本不応募合意株主を除きます。）の所有割合を上回るように、本不応募合意株主の間で対象者株式についての消費貸借契約を締結し、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、貸主となる株主が所有する対象者株式の全部又は一部を借り受ける取引をいいます。具体的には、①サントレード及びエイチエーエスが本貸株取引における貸主となり、所有する対象者株式の全部又は一部を田中秀明氏へ貸し出すこと、②MIKIKO SUZUKI 氏及び田中佐世子氏が本貸株取引における貸主となり、所有する対象者株式の全部をサントレードへ貸し出すこと、並びに③本貸株取引における借主となった田中秀明氏及びサントレードが、貸主に対して、本株式併合の効力発生後、本貸株取引を解消し、当該借り受けた対象者株式の全てを返却することを通じて、貸主が本スクイーズアウト手続後も対象者株式を継続して所有することを実現する予定です。

なお、MIKIKO SUZUKI 氏との間の本不応募契約においては、さらに、本スクイーズアウト手続の完了後、法第 24 条第１項但書に基づき対象者が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受けた後に、MIKIKO SUZUKI 氏が所有する対象者株式の一部を公開買付者に譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）（注６）を合意しております。

（注６）本株式譲渡においては、独立当事者間で同様の取引が実施される場合に設定され得る取引条件と同水準の取引条件を設定する予定であり、対象者株式の譲渡に係る譲渡価格を定める上で、MIKIKO SUZUKI 氏が所有する対象者株式１株当たりの価値は、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と実質的に同額で評価する予定であり、本株式譲渡に係る取引条件は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されるものではないと考えられることから、本株式譲渡は、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の２第３項。以下同じです。）

の趣旨に反するものではないと考えております。

また、本公開買付けの実施に当たり、公開買付者は、2025 年８月６日付で、対象者の第８位株主である公益財団法人ナインティナイン・アジア留学生奨学基金（以下「本財団」といいます。）との間で、公開買付応募契約を締結し、①本財団がその所有する対象者株式の全て（所有株式数：603,720 株、所有割合：2.80%。以下「本財団応募合意株式」といいます。）を本公開買付けに応募すること、及び②本スクイーズアウト手続及び本株式譲渡の完了を条件として、公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とし、公開買付者の普通株式を対価とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の完了後に、本財団が公開買付者に対して、本公開買付けに本財団応募合意株式を応募することにより受領する対価の相当額の全額（ただし、適用ある税金及び費用がある場合、当該金額を除きます。）を再出資し、公開買付者の無議決権株式であるＡ種優先株式（注７）を取得すること（以下「本再出資（本財団）」といいます。）を合意しております。

（注７）本財団が取得することを予定しているＡ種優先株式は、無議決権株式であり、かつ、普通株式に優先する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めがある種類株式であり、種類株式の内容として、取得請求権（Ａ種優先株主が公開買付者に対して普通株式又は金銭等を対価としてＡ種優先株式を取得することを請求する権利）、取得条項（公開買付者がＡ種優先株主に対して金銭を対価としてＡ種優先株式を取得できる権利）及び配当請求権は定められない予定です。本財団は、アジアからの留学生に対し奨学金を給付し、もってわが国とアジアの国々との国際理解及び国際親善を担う人材育成により、教育、文化、学術の相互発展向上に寄与することを目的として、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。その後の改正を含みます。）に基づく公益認定を受けた公益財団法人であるところ、本財団が現在と同様に事業を継続することが本取引の前提となることから、本取引の実施後においても公開買付者への出資を通じて本財団に対象者株式を間接的に所有させる一方で、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有しかつ本不応募合意株主及び本応募合意個人株主（以下に定義します。）が公開買付者の議決権の全てを保有する資本構成となるよう、本財団との間で本再出資（本財団）について合意しております。なお、公開買付者は、①Ａ種優先株式においては普通株式に優先する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めが置かれる予定であるものの当該配当の実施の有無は本取引の実施後における対象者の経営状況及び財務状況並びに市況等を踏まえて都度決定することが予定されているものであること、②Ａ種優先株式の１株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である 2,465 円（ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、ディスカウント価格で発行する予定もないことから、本財団による公開買付者のＡ種優先株式１株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、並びに③本再出資（本財団）は、本財団が教育、文化、学術の相互発展向上に寄与するという公益性の高さに鑑みて本取引後も継続して本財団が行っている事業の原資を提供する意義があると公開買付者が考え、対象者から受領していたものと同等の金額の配当を行うこととし、本財団による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、Ａ種優先株式を本財団に割り当てる行為は、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

さらに、本公開買付けの実施に当たり、公開買付者は、2025 年８月６日付で、津田希代子氏（以下「本応募合意個人株主」といいます。）との間で、公開買付応募契約を締結し、①本応募合意個人株主がその所有する対象者株式の全て（所有株式数：373,872 株、所有割合：1.73%。以下「本応募合意個人株式」といいます。）を本公開買付けに応募すること、及び②本株式交換の完了後に、本応募合意個人株主が公開買付者に対して、本公開買付けに本応募合意個人株式を応募することにより受領する対価の一部を再出資し、公開買付者の普通株式（注８）及び無議決権株式であるＢ種優先株式（注９）を取得すること（以下「本再出資（本応募合意個人株主）」といいます。）を合意しております。

（注８）本応募合意個人株主が取得することを予定している普通株式について、①公開買付者の普通株式の１

株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格である 2,465 円（ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、ディスカウント価格で発行する予定もないことから、本応募合意個人株主による公開買付者の普通株式１株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、及び②本再出資（本応募合意個人株主）は、公開買付者への出資を通じて非公開化後に対象者に関与することを目的として実施されるものであり、本応募合意個人株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、普通株式を本応募合意個人株主に割り当てる行為は、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

（注９）本応募合意個人株主が取得することを予定しているＢ種優先株式は、無議決権株式であり、かつ、普通株式に優先しＡ種優先株式に劣後する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めがある種類株式であり、種類株式の内容として、取得請求権（Ｂ種優先株主が公開買付者に対して普通株式又は金銭等を対価としてＢ種優先株式を取得することを請求する権利）、取得条項（公開買付者がＢ種優先株主に対して金銭を対価としてＢ種優先株式を取得できる権利）及び配当請求権は定められない予定です。なお、公開買付者は、①Ｂ種優先株式においては普通株式に優先する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めが置かれる予定であるものの当該配当の実施の有無は本取引の実施後における対象者の経営状況及び財務状況並びに市況等を踏まえて都度決定することが予定されているものであること、②Ｂ種優先株式の１株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である 2,465 円（ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、ディスカウント価格で発行する予定もなく、本応募合意個人株式による公開買付者のＢ種優先株式１株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられることから、Ｂ種優先株式を本応募合意個人株主に割り当てる行為は、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

（１） 対象者の名称

株式会社ソフト９９コーポレーション

（２） 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（３） 買付け等の期間

2025 年８月７日（木曜日）から 2025 年９月 19 日（金曜日）まで（30 営業日）

（４） 買付け等の価格

普通株式１株につき金 2,465 円

（５） 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	14,764,831（株）	7,566,400（株）	―（株）
合計	14,764,831（株）	7,566,400（株）	―（株）

（６） 決済の開始日

2025 年９月 29 日（月曜日）

（7） 公開買付代理人

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社　　東京都千代田区大手町一丁目９番２号

三菱 UFJ ｅスマート証券株式会社（復代理人）　　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2025 年８月７日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以　上